

山梨県立大学教育改革推進室規程

(令和5年4月1日制定 大学第8901号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則（以下「基本規則」という。）

第31条の3第4項の規定に基づき、山梨県立大学教育改革推進室（以下「教育改革推進室」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 教育改革推進室は、基本規則第31条の3第1項に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教学マネジメントに関する事項
- (2) 教育プログラムの開発・支援に関する事項
- (3) 教学の推進体制に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文部科学省の補助事業である「地域活性化人材育成事業～SPARC～」のうち、地域人材養成センターの分掌に属さない事項
- (5) その他教育改革推進室の目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 教育改革推進室は、基本規則第31条の3第2項の室長のほか、次に掲げる者により構成する。

- (1) 事務統括マネージャー
- (2) 事務統括補佐
- (3) 事務職員
- (4) その他必要な教職員

(室長)

第4条 室長は、本学の副学長の職にある者（副学長が2人以上置かれている場合は、学長が指名した者）をもって充てる。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、教育改革推進室の運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年10月1日から施行する。